

## 「フルトリアホール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

### 記

フルトリアホール（農薬）

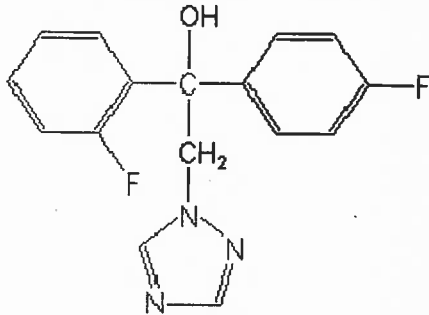
(別添)

## フルトリアホール

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成21年11月5日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。
- 「ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。」

### 2. 評価依頼物質の概要

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 名称            | フルトリアホール (Flutriafol)   |  |
| 構造式           |  |  |
| 用途            | 殺菌剤   |  |
| 作用機構          | トリアゾール系殺菌剤。病原菌類の細胞膜の主な構成成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられる。                   |  |
| 日本における登録状況    | 登録されていない。   |  |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR  | 毒性評価なし   |
|               | 国際基準  | なし   |
|               | 諸外国   | EU: 果実、豆、穀物、畜産物等 / 豪州: 小麦、畜産物等に基準が設定されている。<br>インポートトレランス要請: 果実・豆・穀物(EU 基準)、バナナ・コーヒー(ブラジル基準)、畜産物(豪州基準)等 |
| 食品安全委員会での評価等  | なし(初回)  |  |

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議